

# 都道府県・行政指定都市

2018年度 住宅関連補助一覧

自治体名	補助・助成事業名	対象・条件	助成内容	期間・期限	担当部課 連絡先
県内全域	「もっと県産材を使おう」推進事業	【対象住宅】 「三重の木」認証事業者が連携して行う、一般住宅における「三重の木」認証材等の利用促進に係る取り組みを支援	【補助額】 補助対象経費の1/2以内  【上限額】 1取組あたり20万円	【申請受付期間】 未定（2018年6月～8月頃）	「三重の木」 利用推進協議会 事務局： 三重県木材協同組合連合会 059-228-4715
県内全域	「三重の木」住宅助成制度	【対象者】 主要な構造材等に「三重の木」認定材や「あかね材」認証材を60%以上、または12㎡以上使用して木造住宅を建てるお客様を対象に、各金融機関が住宅ローンの金利引き下げを行う	【補助額】 各金融機関によって異なる	【申請受付期間】 随時	「三重の木」 利用推進協議会 事務局： 三重県木材協同組合連合会 059-228-4715
県内全域	木造住宅耐震補強等事業（診断）	【対象住宅】 1981年5月以前の木造住宅	【補助額】 全額補償		住宅政策課 各市町耐震担当課 059-224-2720
県内全域	木造住宅耐震補強等事業（設計）	【対象住宅】 1981年5月以前の木造住宅  【対象工事】 耐震診断を行った結果、評価が1.0を下回った住宅を評価1.0以上とする設計を行うもの	【補助額】 設計費用の2/3（下記次項の木造住宅耐震補強等事業（工事）の（1）②を活用する場合は設計費用の1/3）  【上限額】 16万円（8万円）		住宅政策課 各市町耐震担当課 059-224-2720
県内全域	木造住宅耐震補強等事業（工事）	【対象住宅】 1981年5月以前の木造住宅  【対象工事】 耐震診断を行った結果、評価が0.7を下回った住宅を （1）評点を1.0以上とする工事 （2）評点を0.7以上1.0未満とする工事	【補助額】 （1）評点を1.0以上とする工事  ①工事費の2/3＋工事費の11.5%（地方費＋国費） ②工事費の2/3＋工事費の2/5（地方費＋国費）  （2）評点を0.7以上1.0未満とする工事  ①工事費の2/3の額		住宅政策課 各市町耐震担当課 059-224-2720

			<b>【上限額】</b> (1) 評点を1.0以上とする工事 ①101.1万円 ②110万円 (2) 評点を0.7以上1.0未満とする工事 ①30万円		
県内全域	木造住宅耐震補強等事業(リフォーム)	<b>【対象住宅】</b> 1981年5月以前の木造住宅	<b>【補助額】</b> 工事費の1/3	住宅政策課 各市町耐震担当課 059-224-2720	
		<b>【対象工事】</b> 耐震補強工事補助と同時に行うリフォーム工事	<b>【上限額】</b> 20万円		
県内全域	耐震性のない木造住宅(空き家)除去工事補助事業	<b>【対象住宅】</b> 1981年5月以前の木造住宅	<b>【補助額】</b> 工事費の23%	住宅政策課 各市町耐震担当課 059-224-2720	
		<b>【対象工事】</b> 市町が空き家と判断したもので、かつ、評価が0.7未満と診断されたもの、又は市町が耐震性がないと判断したもの	<b>【上限額】</b> 20.7万円		
県内全域	移住促進のための空き家リノベーション支援事業	<b>【対象工事】</b> ・ 県内から移住を行う者等が、県内に存在する空き家住宅・空き建築物を、住宅(店舗併用住宅を含む)として使用するために必要となる改修費用 ・ 耐震性が不足している場合は、耐震性の確保が必要	<b>【補助額】</b> 改修費用の1/3  <b>【上限額】</b> 100万円	住宅政策課 059-224-2720	